



平成 27 年 8 月 19 日  
内閣府（防災担当）

## 避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドラインの 一部改定について

平成 26 年 4 月に改定された「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」につきまして、同年 8 月に広島市で発生した土砂災害等を受け中央防災会議の防災対策実行会議の下に設置された「総合的な土砂災害対策検討ワーキンググループ」による報告や平成 27 年 5 月の水防法改正等を踏まえ、一部改定を行いましたのでお知らせいたします。

### ○主な改定内容

- ◆ 避難準備情報の段階から住民が自発的に避難を開始することを推奨
- ◆ 避難準備情報の発令段階から避難場所を開設し始め、避難勧告発令までに開設を完了させることを推奨
- ◆ 災害が切迫した状況では、緊急的な待避場所（近隣のより安全な建物など）への避難や屋内での安全確保措置（屋内のより安全な場所への移動）も避難行動として周知することを推奨
- ◆ メッシュ情報を活用し、土砂災害の避難勧告等発令の対象地域を絞り込むことを改めて強調
- ◆ 水害及び高潮災害の際には、災害規模に応じた避難勧告等の発令対象地域をあらかじめ設定しておくことを推奨
- ◆ 水位周知下水道、水位周知海岸の避難勧告等の発令に際しては、氾濫危険情報を活用することを推奨

なお、本ガイドラインについては、以下の内閣府（防災担当）のホームページからご覧ください。

<http://www.bousai.go.jp/oukyu/hinankankoku/index.html>

< 本件問合せ先 >

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（調査・企画担当）付

企画官 森本 輝

参事官補佐 多田 直人

主 査 山崎 航

電話：03-3501-5693、FAX：03-3501-6820